

第 11 回教育委員会

令和元年 5 月 28 日
午後 3 時 30 分
本庁舎屋上会議室

案 件

- 議案第43号 大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する規則案

議案第43号

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則の一部を改正する
規則案

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（平成26年大阪市教育委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（調査会）

第6条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区調査会及び専門調査会を、学校ごとに学校調査会を置く。

- 2 地区調査会は、教育長が指名する区担当教育次長及び指導主事で組織する。
- 3 専門調査会及び学校調査会は、委員長が指名する学校の校長及び教員で組織する。
- 4 地区調査会に代表を置き、当該地区調査会に属する区担当教育次長をもって充てる。
- 5 地区調査会は、専門調査会及び学校調査会の調査結果を取りまとめ、その結果を委員会に報告するものとする。
- 6 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、地区調査会、専門調査会及び学校調査会（以下「調査会」という。）の構成員となることができない。
- 7 調査会の構成員の任期は、調査会が設置された日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。
- 8 調査会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参照)

傍線は削除
太字は改正

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則（抄）

(調査員)

- 第6条 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くものとする。
- 2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、委員長が任命する。
- 3 調査員は、調査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。
- 5 調査員の任期は、任命の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。
- 6 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(調査会)

- 第6条 委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第12条の規定に基づき設定されている採択地区ごとに地区調査会及び専門調査会を、学校ごとに学校調査会を置く。
- 2 地区調査会は、教育長が指名する区担当教育次長及び指導主事で組織する。
- 3 専門調査会及び学校調査会は、委員長が指名する学校の校長及び教員で組織する。
- 4 地区調査会に代表を置き、当該地区調査会に属する区担当教育次長をもって充てる。
- 5 地区調査会は、専門調査会及び学校調査会の調査結果を取りまとめ、その結果を委員会に報告するものとする。
- 6 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、地区調査会、専門調査会及び学校調査会（以下「調査会」という。）の構成員となることができない。
- 7 調査会の構成員の任期は、調査会が設置された日から諮問にかかる教科用図

書が採択されるまでとする。

8 調査会の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則 の一部改正について

1 改正の理由

本市では平成 26 年度より執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）に基づき大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、本規則において同委員会の組織及び運営に関し規定したうえで、採択地区については 1 採択地区で教科用図書の選定を行ってきた。

この度、令和 2 年度使用教科用図書の採択においては、平成 31 年 2 月・21 日に府の教育委員会会議が開かれ、大阪市立小中学校で使う教科書の採択地区については、より学校現場の実情に応じた教科書採択を進めること等を理由とし、4 採択地区に分けて選定を行うことが決定された。

そのため採択地区ごとに、より専門的な調査研究を推進するとともに、効率的な意見集約を図ることを目的として、新たに地区調査会等を設置するため、規則の一部を改正する。

2 改正の内容

調査会（地区調査会、専門調査会及び学校調査会）について新たに規定する。（第 6 条）

3 施行期日

公布の日